

【派遣契約用】

労働者派遣契約における情報の保護および管理に関する特記事項

(目的)

第1条 この特記事項は、労働者派遣契約の派遣元(以下「乙」という。)から派遣される派遣労働者(以下「丙」という。)が当該派遣業務に関して取り扱う派遣先(以下「甲」という。)の情報の機密性を確保するため、労働者派遣契約の内容と併せて乙および丙が遵守すべき事項を定める。

(定義)

第2条 この特記事項において「情報」とは、甲または乙が管理する情報システム、当該情報システムから出力された印刷物および情報システムから出力されたか否かを問わず重要情報を含む文書等で取り扱われる甲の情報をいう。

2 この特記事項において「重要情報」とは、前項に規定する情報のうち、個人情報およびその情報が脅威にさらされることにより区政運営または本契約に重大な影響を及ぼす情報をいう。

3 前項に規定する重要情報のうち、特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第2条第8項に規定する特定個人情報)をいう。以下同じ。)を本契約で取り扱う場合は、別に定める「特定個人情報の保護および管理に関する特記事項」を併せて適用する。

(基本的事項)

第3条 乙および丙は、本契約の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、情報を適切に取り扱わなければならない。

(注意義務)

第4条 乙は、情報の取扱いに当たっては、善良なる管理者の注意をもって、情報の機密性の確保に必要な措置を講じるとともに、丙においても同様の措置が講じられるよう指導しなければならない。

(情報セキュリティの確保)

第5条 乙は、丙が派遣業務において重要情報を取り扱う場合は、丙に対し、甲の定める手順等を遵守するよう指導しなければならない。

(管理体制等)

第6条 乙は、丙が派遣業務において個人情報を取り扱う場合は、丙の氏名、所属および当該派遣業務への従事期間(開始日および終了日)を記録し、甲に書面で提出しなければならない。

第7条 乙は、前条の規定により提出した書面の内容に変更があったときは、変更内容について、速やかに甲に書面で提出しなければならない。

第8条 乙は、丙に対し、この特記事項の内容を周知徹底すること。なお、丙が派遣業務において個人情報を取り扱う場合は、特記事項の内容を遵守するために必要となる教育を行うとともに、実施結果について指定する書面により甲に提出しなければならない。

第9条 乙は、甲がこの特記事項の遵守に必要な教育を実施するときは、丙がこれを受講するよう指導しなければならない。

(知り得た情報の保持の義務)

第 10 条 乙は、本契約の履行に当たり、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、乙は、丙に対し、派遣業務で知り得た情報を第三者に漏らすことのないよう、誓約させなければならない。なお、前記の情報の保持は、本契約が終了し、または解除された後、および丙の派遣業務が終了した後においても同様とする。

(収集の制限)

第 11 条 乙は、丙が派遣業務において個人情報を収集するときは、当該派遣業務に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うよう誓約させなければならない。

(目的外使用の禁止)

第 12 条 乙は、本契約の履行に当たり、知り得た情報を他の用途に使用してはならない。また、乙は、丙に対し、派遣業務で知り得た情報を他の用途で利用しないよう、誓約させなければならない。

(第三者への提供の禁止)

第 13 条 乙は、本契約の履行に当たり、知り得た情報を第三者に提供してはならない。また、乙は、丙に対し、派遣業務で知り得た情報を第三者に提供することがないよう、誓約させなければならない。

(情報の授受)

第 14 条 乙は、本契約の履行に当たり、甲との情報の授受について、つぎに掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報の授受は、責任をもって行うこと。
- (2) 情報を格納した記録媒体(情報システム機器のハードディスクを含む。以下同じ。)を郵送等により送付するときは、ファイルにパスワードを設定する等によりデータを暗号化すること。
- (3) 情報の格納の有無にかかわらず、本契約の履行に当たり利用する記録媒体を郵送するときは、送付の記録を管理簿により管理すること。
- (4) 情報をFAXにより送信するときは、必要最小限の範囲に留め、送信宛先の誤りに十分注意すること。

2 乙は、丙に対し、派遣業務における情報の授受について、つぎに掲げる事項を実施するよう指導しなければならない。

- (1) 情報を格納した記録媒体(情報システム機器のハードディスクを含む。以下同じ。)を郵送等により送付するときは、ファイルにパスワードを設定する等によりデータを暗号化すること。
- (2) 重要情報を格納した記録媒体を郵送するときは、特定記録郵便等の追跡可能な移送手段を用いること。
- (3) 情報の格納の有無にかかわらず、記録媒体を郵送するときは、送付の記録を甲の管理簿により管理すること。
- (4) 情報をFAXにより送信するときは、必要最小限の範囲に留め、送信宛先の誤りに十分注意すること。
- (5) 重要情報をインターネットメールにより送信するときは、添付ファイルとし、ファイルにパスワー

ドを設定する等によりデータを暗号化すること。

(6) 重要情報を含む印刷物、文書を郵送するときは、特定記録郵便による送付または親展表示による送付をすること。

(7) 前各号の規定のほか、情報の授受に関して甲の定める事項を遵守すること。

(情報の管理)

第15条 乙は、本契約に係る情報の管理について、つぎに掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 情報を乙の情報システムにおいて取り扱う場合は、つぎに掲げる措置を講じること。

ア 従事者が正当なアクセス権を有する者であることを認識するため、IDとパスワード等による認証を実施すること。

イ 情報システム機器にウィルス対策ソフトウェアの導入および最新のウィルスパターンファイルの更新を行うこと。

ウ 情報システム機器を構成するOS、ソフトウェア、ミドルウェア等に定期的に修正プログラムを適用すること。

エ 情報の保管または処理に当たり、私物等、許可されていない情報システム機器および記録媒体を用いないこと。また、これらを業務で利用する甲および乙の情報システム機器に接続しないこと。

オ 記録媒体を情報システム機器に接続する場合は、ウィルスチェックを行うこと。

カ 情報をWinny、Share等のファイル交換ソフトがインストールされた情報システム機器で処理しないこと。

(2) 本契約の履行以外の目的のため、情報を複写または複製しないこと。ただし、甲が必要と認めた場合は、この限りでない。

(3) 印刷物、文書および情報の格納の有無にかかわらず、本契約の履行に当たり利用する記録媒体は、関係者以外の者が利用できないよう、施錠管理すること。

(4) 印刷物、文書および情報の格納の有無にかかわらず、本契約の履行に当たり利用する記録媒体を廃棄する場合は、データを復元できないよう物理的に破壊し、または漏えいを来さない方法でデータ消去を行うこと。本契約の履行に当たり利用する記録媒体を廃棄する場合は、その記録を管理簿により管理すること。

(5) 情報を記録媒体に格納し保管するときは、関係者以外の者が情報にアクセスできないよう、アクセス管理を行うこと。

2 乙は、丙に対し、派遣業務における情報の管理について、つぎに掲げる事項を実施するよう指導しなければならない。

(1) 重要情報を甲が指定する履行場所から持ち出さないこと。ただし、甲が必要と認めた場合は、この限りではない。

(2) 情報の格納の有無にかかわらず、派遣業務において利用する記録媒体を持ち出すときは、格納情報、持ち出し日時、持ち出した者、承認者、用途、持ち出し先、返却日時、返却確認者等について、甲の管理簿により記録・管理すること。

(3) 前号の場合において、前条第2号の規定と同様の措置を講じること。

(4) 前各号の規定のほか、情報の取扱いに関して甲の定める事項を遵守すること。

(情報の返還および処分)

第 16 条 乙は、本契約が終了し、または解除されたときは、丙に対し、甲の定めるところにより情報を返還し、または漏えいをきたさない方法で確実に処分するよう指導しなければならない。また、乙が知り得た情報があるときには、同様に扱うものとする。

第 17 条 乙は、丙が情報の返還または処分を完了したとき、または自らが知り得た情報の返還または処分を完了したときは、甲にこれを証明する書類を提出しなければならない。

2 前項は、契約期間中において、乙が情報の廃棄を外部へ委託する場合も同様とする。ただし、外部へ委託することについて、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(報告および立入検査)

第 18 条 甲は、必要と認めるときは、乙および丙における甲の情報の取扱いの状況について、実地に調査し、または乙および丙に対して説明もしくは報告を求め、改善の指示を与えることができる。

(情報セキュリティに関する監査への協力)

第 19 条 乙は、本契約の履行に関連する業務を対象として、丙に対して、「練馬区情報セキュリティに関する要綱」に基づく監査が実施されるときは、その実施に協力するよう丙に指導するとともに、自らも当該監査に協力しなければならない。

(事故等発生時の対応および公表)

第 20 条 乙は、丙が取り扱う情報について、漏えい、破壊、改ざん、消去等の事故もしくはそのおそれが生じた場合またはこの特記事項や、その他の関係法令等への違反もしくはその兆候を把握した場合(以下「事故等」という。)は、つぎに掲げる事項を丙に実施させなければならない。また、乙が知り得た情報について事故等が生じた場合も同様に扱うものとする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置または被害を生じさせないための措置を講じるとともに、甲に報告すること。

(2) 当該事故等の原因を分析すること。

(3) 当該事故等の再発防止策を実施すること。

(4) 当該事故等の記録を文書で提出すること。

2 乙は、事故等が起きた場合を想定し、対応手順について、定期的に確認または訓練を行わなければならない。

第 21 条 甲は、必要があると認めるときは、当該事故等の内容(乙の名称および丙の氏名を含む。)について、公表することができる。

(損害賠償)

第 22 条 乙は、乙または丙がこの特記事項に定める義務に違反し、甲に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負う。

(契約解除)

第 23 条 甲は、乙または丙が前各条に違反した場合は、契約を解除することができる。

(疑義の決定)

第 24 条 この特記事項の解釈について疑義を生じたとき、またはこの特記事項に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。